

金融庁業務継続計画

(首都直下地震対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
 - ・ 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - ・ 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - ・ 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定、H22.8・H23.12・H24.8・H26.7改定)

- ・ 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- ・ 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- ・ 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定を受けた改定 (H26.7)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 主な想定災害：
 - ・ 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - ・ 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - ・ 電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - ・ 固定電話：災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - ・ 携帯電話：パケット通信や衛星携帯電話で対応
 - ・ 上水道：本庁舎の受水槽で対応
 - ・ 中・下水：排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
➤災害対策本部の設置・運営 ・災害対策本部の設置・運営に関する庶務 ・庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 ・外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 ・職員の参集・配置に関する総合調整 ・災害対応に係る文書の記録・保存 ・国会及び取材への対応 ➤金融市場等における状況の確認 ➤金融機関における状況の確認 ➤国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➤金融機関に対する被災者支援の要請 ➤被災者等からの相談受付 ➤EDINETの管理・運用 ※上記業務の他、公認会計士試験の試験日前及び試験期間中の場合は、その実施に係る業務に取り組む。	➤行政資源の被災状況の確認 ・職員の安否確認 ・本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➤庁内情報システムの管理等 ・庁内情報システムの障害への対応 ・金融庁行政情報化LANシステムの運用 ＜金融庁と関係機関との概念図＞ <pre> graph LR A[政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局 等] <--> B[金融庁 災害対策本部] B <--> C[金融機関 取引所 決済機関 等] B --> D[国民 (預金者、保険契約者、投資者等)] A -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> B C -- "迅速な情報収集・提供" --> B B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D </pre>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

庁 舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備 蓄

- ・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通 信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報 システム

- ・ メール及び共有ファイルは、サーバを二重化しているほか、日次のバックアップや定期的な遠隔地保管を実施。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広 報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ・ ウェブサイトの他、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化に努める。
- 下水道の利用障害が1か月の長期にわたる場合に備え、内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレに関する検討を行う。
- 首都圏が広範囲に被災する場合に備え、代替庁舎で円滑に業務が継続できるよう、更なる検討を進める。

訓練・計画の見直し

- 職員に対する訓練や研修を通じて、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深める。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。